

## (5) 沿 革

### ア 事業の経緯

#### 佐賀導水関連

- 昭和
- 39.10.16 筑後川水系資源開発水系指定
40. 4. 佐賀導水事業予備調査に着手  
(建設省筑後川工事事務所)
41. 2. 1 筑後川水系における水資源開発基本  
計画策定 (両筑平野用水)
44. 6. 13 北部九州水資源開発協議会により筑  
後川水系水資源開発構想 (マスター  
プラン) 策定
- 45.12.22 筑後川水系における水資源開発基本  
計画の一部変更 (寺内ダムの追加等)
46. 4. 城原川ダム予備調査に着手  
(建設省筑後川工事事務所)
48. 4. 嘉瀬川ダム調査事務所設置  
嘉瀬川ダム実施計画調査に着手  
(建設省嘉瀬川ダム調査事務所)
49. 4. 佐賀導水事業実施計画調査に着手
49. 7. 26 筑後川水系における水資源開発基本  
計画の一部変更 (筑後大堰・福岡導  
水の追加)
- 50.12. 城原川ダム現地調査開始  
(建設省嘉瀬川ダム調査事務所)
- 51.11.24 北部九州水資源開発協議会により筑  
後川水系水資源開発構想 (第2次マ  
スタープラン) 策定
54. 4. 佐賀河川総合開発工事事務所に名称  
変更  
佐賀導水事業建設に着手  
(建設省佐賀河川総合開発工事事務所)  
城原川ダム実施計画調査に着手  
(建設省佐賀河川総合工事事務所)
56. 1. 30 筑後川水系における水資源開発基本  
計画の全面変更 (佐賀導水事業等の  
追加)
54. 4. 佐賀河川総合開発工事事務所新庁舎  
落成 (佐賀市日の出1丁目)
59. 3. 5 筑後川水系における水資源開発基本  
計画の一部変更 (赤石川ダム等の追  
加) =大山ダム

#### 企業団関連

52. 3. 佐賀県水道整備基本構想策定  
(佐賀東部広域圏・佐賀西部広域圏・佐賀松  
浦広域圏)
- 54.12. 4 佐賀西部広域水道連絡協議会設立15市町・・・  
〔 多久市・武雄市・鹿島市・久保田町・小城町・  
三日月町・牛津町・芦刈町・北方町・大町町・  
江北町・白石町・福富町・塩田町 〕
60. 4. 26 筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱閣議  
決定
60. 7. 20 佐賀西部地域広域的水道整備計画策定を要請  
(13市町の首長から知事へ)  
水道法第5条の2により13市町・・・  
〔 武雄市・小城町・北方町・大町町・江北町・  
白石町・有明町・塩田町・久保田町・三日月  
町・牛津町・芦刈町・福富町 〕

## 佐賀導水関連

- 61.10.1 佐賀導水事業計画決定（建設省河開発第100号）（完成予定年度：昭和69年度、事業費：約574億円、負担額：事業費×86/1,000）  
佐賀導水事業水資源開発公団との全体受委託協定締結  
（筑後川下流用水事業と佐賀導水事業の受委託合併施工に関する基本協定）
  - .10.30 佐賀導水事業建設工事起工式  
（神埼町戸井土地区）
  - 63.4. 嘉瀬川ダム工事事務所が独立  
（佐賀市高木瀬東2丁目）
  - .5.17 佐賀導水事業促進期成同盟発足  
（2市20町1村）
  - .6.3 北部九州水資源開発協議会により筑後川水系水資源開発構想（第3次マスタープラン）策定
- 平成
- 元.1.24 筑後川水系における水資源開発基本計画の全面変更（赤石川ダムを大山ダムに名称変更）
  - .3. 佐賀導水事業三本松川排水機場完成
  - 2.3. 佐賀導水事業馬場川排水機場完成
  - .10. 佐賀導水事業巨瀬川調整池内の工事に着手
- 
- 7.3. 筑後川樋管着工
  - .9. 筑後川樋管（Ⅱ期）着工
  - 8.5.11 試験通水実施
  - 9.2. 筑後川樋管完成
  - .3. 佐賀導水事業水資源開発公団との全体受委託（佐賀導水以東ルート〔筑後川～城原川〕概成）  
筑後川水系における水資源開発基本計画の一部変更（佐賀導水事業計画変更〔事業費・工期〕）

## 企業団関連

- 60.12.3 佐賀西部地域広域的水道整備計画（案）協議  
（知事から13市町の首長へ）
  - .12.16 13市町議会において佐賀西部広域的水整備計画（案）の同意議決、佐賀西部広域水道企業団設立について1市7町1企業団（5町）の各議会において同意議決
  - 61.2.15
  - .3.24 佐賀西部広域水道企業団の設立許可申請
  - .3.26 佐賀西部広域水道企業団の設立許可  
（佐賀県指令60地第2976号）
  - .3.28 佐賀西部地域の広域的水道水道整備計画（案）を県議会議決
  - .4.1 佐賀西部広域水道企業団発足
  - .10.1 佐賀導水事業施行計画通知により特別水利使用者に決定（河川法第70条の2、建設省河開発第100号）  
佐賀西部広域水道用水供給事業の経営認可を得る（水道法第26条、厚生省生衛第619号）
- 
- 62.6.29 送水管布設実施設計業務発注
- 
- 63.11.28 江北町大字山口地内において創設後初めての送水管布設工事に着工する
- 平成
- 5.12.21 嘉瀬川浄水場用地取得完了
  - 6.8.19 嘉瀬川浄水場の工事用道路整備が完了する
- 
- 8.3.1 牛津川水管橋完成
  - .11.1 嘉瀬川浄水場建設工事の起工式を挙行

## 佐賀導水関連

- 10. 7. 2 佐賀導水事業費改定の佐賀県説明
- . 8. 21 佐賀導水事業費改定の佐賀西部広域水道企業団説明
- . 9. 2 佐賀導水事業計画変更の佐賀西部広域水道企業団構成団体首長説明
- . 12. 24 佐賀導水事業計画変更について佐賀西部広域水道企業団議会同意
- . 12. 25 佐賀導水事業計画変更について佐賀西部広域水道企業団企業長同意回答
- 11. 2. 19 佐賀導水事業計画変更について県知事へ意見照会
- . 3. 19 佐賀導水事業計画変更について県知事同意回答
  
- 13. 2. 19 佐賀導水機能確認試験実施  
↳  
. 2. 23
  
- 13. 4 城原川・中地江川区間が県管理から大臣管理へ変更  
〔佐賀導水事業によって整備された流況調整河川のうち嘉瀬川～城原川間を西佐賀導水路、城原川～筑後川間を東佐賀導水路として一級河川の指定がなされる〕
  
- 14. 3 通樋川機場完成

## 企業団関連

- 9. 4. 22 水利使用に関する許可申請書を建設大臣に提出
  
- 11. 5. 11 0.569 m<sup>3</sup>/s (49,100 m<sup>3</sup>/日) の水利使用許可を得る (建設省九地河調発第7号)
- 12. 5. 17 嘉瀬川浄水場受電開始
- . 6. 6 嘉瀬川浄水場の試運転調整に伴う取水開始
- . 9. 20 中継ポンプ場受電開始
- . 10. 3 送水施設等の洗管・通水試験を開始
- 13. 2. 19 水道法に基づく給水開始前水質試験結果が水質基準に適合
- . 3. 6 通水式挙行
- . 3. 27 水道法第13条第1項の規定に基づき厚生労働省へ供給開始の届出を行う
- . 3. 31 水道用水供給事業の創設事業一期完成
- 13. 4. 1 11市7町1企業団への水道用水の供給開始
- . 5. 9 水道用水供給開始の記念式典開催
- . 11. 22 佐賀西部地域広域的水道整備計画の改定を要請 (14市町の首長から知事へ)  
〔多久市の企業団加入に関して、昭和60年12月に策定した「佐賀西部地域広域的水道整備計画」を水道法第5条の2に基づき各構成市町と多久市により改定要請〕
- 14. 4. 1 構成団体の水質検査業務の受託を開始
- . 10. 25 佐賀西部地域広域的水道整備計画の改定 (案) を協議 (知事から2市7町1企業団の長へ)
- . 12. 20 2市7町1企業団の議会において佐賀西部地域広域的水道整備計画の改定 (案) を同意議決  
↳
- 15. 1. 15

## 佐賀導水関連

16.12 佐賀導水事業計画の変更通知  
(完成予定年度：平成20年度、事業費：約995億円、負担額：事業費×85/1,000)

17.3 巨瀬川機場・井柳川機場完成  
.4.15 筑後川水系における水資源開発計画の全部変更  
.10 切通川機場完成

18.3 東名遺跡保存検討委員会  
}

19.4

20.11 新庁舎落成  
(佐賀市兵庫南二丁目1番34号)

21.3 佐賀導水事業完了

21.4 佐賀導水路管理開始  
筑後川河川事務所佐賀庁舎として所管業務を継続

## 企業団関連

15.2.3 佐賀西部広域水道企業団規約の変更許可を得る(佐賀県指令14市町村第2号)

〔平成15年4月1日付で多久市を企業団へ加入させるために昭和61年3月26日付佐賀県指令60地第2976号で得た規約の変更〕

.3.11 県議会において佐賀西部地域広域的な水道整備計画の改定(案)を同意議決

.3.25 厚生労働省へ佐賀西部広域水道用水供給事業の変更認可申請を行う

.4.1 多久市の企業団への参画

.4.8 佐賀西部広域水道用水供給事業の変更認可を得る(厚生労働省発健第0408006号)

.6.24 多久市坊山配水池及び嘉瀬川浄水場の監視計装設備新設・増設工事着手

.7.2 水道法第39条第1項に基づく厚生労働省の立入検査が実施される

16.2.9 多久市向け送水施設等の洗管・通水試験開始

.3.2 水道法に基づく給水開始前水質試験結果が水質基準に適合

.3.22 水道法第13条第1項に基づき厚生労働省に対して多久市への給水開始の届出を行う

.4.1 多久市へ水道用水の供給開始

16.10.20 白石町、福富町及び有明町の合併に伴う佐賀西部広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更許可(佐賀県指令16市町村第4号)

17.1.1 白石町、福富町、有明町が合併し、新「白石町」を設置する

.2.21 小城町、三日月町、牛津町及び芦刈町の合併に伴う佐賀西部広域水道企業団規約の変更許可(佐賀県指令16市町村第27号)

.3.1 小城町、三日月町、牛津町、芦刈町が合併し、小城市を設置する

.12.20 塩田町及び嬉野町の合併に伴う佐賀西部広域水道企業団規約の変更許可(佐賀県指令17市町村第010025号)

18.1.1 塩田町と嬉野町が合併し、嬉野市を設置する

.2.17 武雄市及び北方町の合併に伴う佐賀西部広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更許可(佐賀県指令17市町村第010042号)

.3.1 武雄市、北方町、山内町が合併し、新「武雄市」を設置する

19.10.1 久保田町、川副町及び東与賀町が、佐賀市に編入する